

虐待防止のための指針

ママメイト本社（訪問介護、障害支援、ママヘルプ）

当事業所における虐待防止のための指針を、次のとおり定める。

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

高齢者、障害者、乳幼児及び児童への虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。当事業所では、虐待は身体的な虐待だけでなく幅広く利用者の尊厳を侵害する言葉や言動があることを理解し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害、虐待防止に向けた意識を持ち、高齢者、障害者、児童虐待の早期発見・早期対応に努め虐待をしない支援の実施を目的とします。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、若しくは生じる恐れのある行為を加える。または、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

※蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等

(2) 介護の放棄・放任(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

※自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えば分かるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

※性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るよう強いる、裸の写真や映像を撮る等

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

※利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分

事業所においては利用者に対する上記の虐待を禁止する。上記の物以外にも、虐待と思われる「不適切なケア」を行わないこととする。

3. 高齢者虐待防止検討委員会とその他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」という。)の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

- ・委員長は渡邊 厚子が務める。
- ・委員会の委員は、管理者、サービス提供責任者、常勤ヘルパーとする。

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事
- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関する事
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関する事
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、若月 幸代とする。

(6) 苦情処理の徹底

事業所内における虐待を防止するため、利用者及びそのご家族等からの苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

4. 高齢者虐待の防止のための職員研修の実施

職員に対して虐待の防止に関する基礎的内容等と併せて、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

(1) 定期的な教育・研修の実施(年1回以上)

(2) 新任者に対する研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

(4) 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

(5) その他の取り組み

- ・提供する居宅サービスの虐待に繋がりにくい不適切なケアの発見・改善
- ・職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ・本指針等の定期的な見直しと周知

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3(5)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

(2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

- (3) 虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
 - (4) 高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
 - (5) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
7. 成年後見制度の利用支援
利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。
 8. 虐待等に係る苦情解決方法
 - (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
 - (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
 - (3) 対応の結果は相談者に報告する。
 9. 利用者等に対する指針の閲覧
職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本方針をいつでも閲覧できるよう、事務所等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。
 10. その他虐待防止の推進のために必要な事項
権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は、令和4年04月01日より施行する。

令和6年12月13日改定